

監査報告書

令和5年5月23日

学校法人桐丘学園

理事会 御中

評議員会 御中

監事 足田博之


監事 前原勝


私たちは、私立学校法第37条第3項第1号、学校法人桐丘学園寄附行為第15条第1項第1号及び学校法人桐丘学園監事監査規則第3条の定めに基づき、学校法人桐丘学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の学校法人の業務、財産及び理事の業務執行の状況について監査を実施した（教学監査も含む）。

その結果、学校法人桐丘学園の学校法人の業務、財産及び理事の業務執行の状況は適切であり、業務に関する不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上